

様式例（法第 31 条第 2 項第 5 号関係）

○ 財産目録

財 産 目 録

消費者被害防止ネットワーク東海
全事業所

[税込]（単位：円）
2025年 3月31日 現在

《資産の部》			
【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	11,418		
当座 預金	1,741,350		
ゆうちょ銀行振替口座	(1,741,350)		
普通 預金	12,156,013		
ゆうちょ銀行総合口座	(8,792,084)		
東海ろうきん普通	(359,510)		
名古屋銀行普通	(3,004,419)		
定期 預金	10,000,000		
名古屋銀行定期	(10,000,000)		
現金・預金 計	23,908,781		
(売上債権)			
未 収 金	2,000		
売上債権 計	2,000		
(その他流動資産)			
前払 費用	71,830		
その他流動資産 計	71,830		
流動資産合計		23,982,611	
【固定資産】			
(無形固定資産)			
ソフトウェア	132,000		
ホームページ作成	(132,000)		
無形固定資産 計	132,000		
固定資産合計		132,000	
資産の部 合計			24,114,611
《負債の部》			
【流動負債】			
未 払 金	185,516		
預 り 金	88,459		
源泉徴収	(88,459)		
未払法人税等	71,000		
住民税	(71,000)		
流動負債 計		344,975	
【固定負債】			
固定負債 計		0	
負債の部 合計			344,975
《正味財産の部》			
前期繰越正味財産額	23,023,067		
当期正味財産増減額	746,569		
正味財産 計		23,769,636	
正味財産の部 合計			23,769,636
負債及び正味財産 合計			24,114,611

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式例（法第 31 条第 2 項第 5 号関係）

○ 貸借対照表（勘定式）

貸 借 対 照 表

消費者被害防止ネットワーク東海
全事業所

[税込] (単位：円)
2025年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	185,516
小口 現金	11,418	預 り 金	88,459
当座 預金	1,741,350	源泉徴収	(88,459)
ゆうちょ銀行振替口座	(1,741,350)	未払法人税等	71,000
普通 預金	12,156,013	法人住民税	(71,000)
ゆうちょ銀行総合口座	(8,792,084)	流動負債 計	344,975
東海ろうきん普通	(359,510)		
名古屋銀行普通	(3,004,419)	負債合計	344,975
定期 預金	10,000,000	正 味 財 産 の 部	
名古屋銀行定期	(10,000,000)	【正味財産】	
現金・預金 計	23,908,781	前期繰越正味財産額	23,023,067
(売上債権)		当期正味財産増減額	746,569
未 収 金	2,000	正味財産 計	23,769,636
売上債権 計	2,000	正味財産合計	23,769,636
(その他流動資産)			
前払 費用	71,830		
その他流動資産 計	71,830		
流動資産合計	23,982,611		
【固定資産】			
(無形固定資産)			
ソフトウェア	132,000		
ホームページ作成	(148,500)		
その他補助	(△ 16,500)		
無形固定資産 計	132,000		
固定資産合計	132,000		
資産合計	24,114,611	負債及び正味財産合計	24,114,611

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 前事業年度の末日現在における資産、負債及び財産を記載すること。

3 法第 28 条第 1 項各号に規定する財産上の利益については、区分して計上すること。

様式例（法第 31 条第 2 項第 5 号関係）

○ 収支計算書

活動計算書

消費者被害防止ネットワーク東海

[税込]（単位：円）
自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

経常収支の部		
Ⅰ. 【経常収益】		
1. 【会費収入】（小計）	(1,030,000)	
1) 個人会費	200,000	個人正会員 200口
2) 団体会費	740,000	団体正会員 740口
3) 個人協力会費	0	個人協力会員 0口 2023年度より個人正会員
4) 団体賛助会費	90,000	団体賛助会員 90口
2. 【寄付収入】（小計）	(811,000)	
寄付	811,000	寄附者のべ44名
3. 【助成金等収入】（小計）	(600,000)	
助成金	600,000	消費者スマイル基金
4. 【事業収入】（小計）	(4,256,118)	
1) 啓発・教育事業収入	30,000	AI学習用データ提供の謝礼
2) 受託業務収入（名古屋市）	154,000	消費者志向経営セミナー
3) 受託業務収入（愛知県）	4,072,118	相談員等キャリアアップ研修、優良事業者育成セミナー
5. 【その他収入】（小計）	(5,485)	
受取利息	5,485	ゆうちょ、ろうきん、名古屋銀行
経常収益 計	6,702,603	
Ⅱ. 【経常費用】		
1. 【事業費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
1) 差止請求関係業務小計	(1,190,714)	
消費者被害情報収集・分析・評価事業	280,056	被害情報種・事例発信のためのHP運用保守
訴訟外差止請求業務	898,246	謝礼、申入書郵送料
差止請求活動	3,740	申入書保管棚の鍵
差止訴訟	8,672	申入書電子内容証明郵便
2) 不特定多数消費者利益擁護業務小計	(4,517,418)	
啓発教育事業	4,442,740	研修・セミナー関連費用
調査研究活動	64,645	適格消費者団体連絡協議会参加交通費
広報宣伝活動	0	
被害情報収集	10,033	申請書郵送料、振込手数料
その他経費計	5,708,132	
事業費 計	5,708,132	
2. 【管理費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
1) 事務費②	1,000	事務所賃貸保証会社委託料
2) 事務用品費②	7,228	印刷用紙、封筒印刷、事務用品等購入
3) 備品費②	13,520	コピー機リース料
4) 広報費②	1,139	関係団体賛助会費、法人会員会費
5) 通信交通費②	23,157	電話代、web通信費、郵送料、交通費
6) 施設備品費②	0	
7) 図書費②	0	
8) 会議費②	19,291	内部印刷費
9) 地代 家賃②	93,258	事務所家賃、電気代、水道代
10) 広告宣伝費②	0	
11) 渉外費②	0	
12) 減価償却費②	19,800	ホームページ構築費の減価償却
13) 租税 公課②	241	収入印紙、文書料
14) 雑 費②	2,468	振込手数料、引落手数料、事務所消耗品
その他経費計	181,102	
管理費 計	181,102	
経常費用 計	5,889,234	
当期経常増減額	813,369	
【経常外収益】		
雑収入	4,200	
経常外収益 計	4,200	
【経常外費用】		
経常外費用 計	0	
税引前当期正味財産増減額	817,569	
法人税、住民税及び事業税	71,000	2024年度住民税均等割り分
当期正味財産増減額	746,569	
前期繰越正味財産額	23,023,067	
次期繰越正味財産額	23,769,636	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載すること。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注：当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

3 収支計算書は、法第29条第2項に規定するところに従い、「差止請求関係業務」、「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務」、「その他の業務」について、事業毎に区分してその収支が明確になるように作成すること。また、法第28条第1項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況を明瞭に記載すること。

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO 法人会計基準(2017 年 12 月改正)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産(ソフトウェア)は法人税法の規定に基づいて定額法で均等償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込み方式によっています。

(3) 雑収入の計上について

令和 6 年度に法人市民税を納付しましたが、令和 5 年に事務所の移転をしており、還付を受けました。還付金を収受し雑収入として計上しました。

(4) 会計処理方針の変更

管理部門の発生経費を本部管理費と共通経費に分けて管理しています。当年度より本部管理費と共通経費を各事業に配分しています。各事業の執行は理事会の決定に基づき、管理本部の下で執行されていることから本部管理費についても各事業に配分し事業費として計上しました。

2. 消費者被害防止ネットワーク東海の科目区分に基づく事業費の内訳

事業費の内訳は以下のとおりです。

		金額 (円)
事業費合計		5,708,132
差止請求関係業務		1,190,714
内 訳	消費者被害情報収集・分析・評価業務	280,056
	訴訟外差止請求	898,246
	差止請求活動	3,740
	差止訴訟	8,672
不特定多数消費者利益擁護業務		4,517,418
内 訳	啓発教育事業	4,442,740
	調査研究活動	64,645
	広報宣伝活動	0
	被害情報収集	10,033

3. 事業別損益の収入と費用の状況

別表 1 のとおり

4. 固定資産の増減内訳

						金額 (円)
期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額	
990,000	0	0	990,000	858,000	132,000	

5. 事業費と管理費の按分方法

- ① 本法人の目的とする事業を事業部門、本法人を管理・運営する事業を管理部門とし

て部門管理しています。

- ② 事業部門は差止請求関係業務と不特定多数消費者利益擁護業務に区分しています。事業部門の各業務に伴う費用(事業費)は NPO 法人会計基準に準拠した内容で使用内容が分かるよう管理費に倣った費目で管理しています。
- ③ 管理部門は本部管理費(本部管理業務)と共通経費(共通業務)に区分して管理しています。本部管理費は、組織運営・意思決定業務、広報・外部報告業務、資金調達業務、経理業務、監査業務に伴う費用を管理しています。家賃や消耗品などの全部門を横断する費用は共通経費として管理しています。
- ④ 従来、事業部門に振り分ける管理費は事業部門の管理費の欄に記載していました。事業部門に振り分ける管理費は各事業に配分される費用なので管理費の欄ではなく、事業費の欄に記載しています。事業費には事業を行うための費用と振り分けられた管理費用を合算して計上しています。
- ⑤ 差止請求関係業務、不特定多数消費者利益擁護業務の各事業は理事会の決裁を受けて執行されるなど管理部門の業務を通じて円滑に事業執行されていることから本部管理費および共通経費を事業費に按分します。按分の割合は差止請求関係業務 15%、不特定多数消費者利益擁護業務 75%、管理部門 10%を費用計上しています。

6. 使途が制約された寄附金

愛知県弁護士会との共催で行う学習企画に使途が限定された寄附金 50 万円を受け取りました。東海ろうさんに専用の口座を開設して管理しています。2024 年度の期首残高は 359,348 円、期末残高は 359,510 円でした。

		金額(円)
期首残高		359,348
支出内訳		0
収入内訳	受取利息	162
期末残高		359,510

7. 消費税について

消費者被害防止ネットワーク東海は、2023 年度に非課税業者の登録をしています。

8. 主要科目の明細

(1) 未収金の内訳

		金額(円)
未 収 金		2,000
内 訳	2024 年度個人会費	2,000

(2) 前払費用の内訳		金額 (円)
前 払 費 用		71,830
内 訳	全保連 2025年4月家賃	71,500
	同 引落手数料	330

(3) 未払金の内訳		金額 (円)
未 払 金		185,516
内 訳	文字と行 25/3/1～3/31HP運用保守料	11,000
	カンリック 25/2/20～3/31水道料	1,738
	JCB アマゾン代金_通話録音装置	33,770
	JCB アマゾン代金_ワイレスマイク	25,999
	東海システム&サポート 25/3/1～3/31コピー用紙代	18,920
	キャノンマーケティング JP 25/3/1～3/31コピーカウンター保守料	7,928
	JCB アマゾン代金_TGニューホルダー	7,480
	JCB アマゾン代金_オーディオインターフェイス	19,800
	JCB lookit!オフィシャル店代金_キャビネット	49,700
	中部電力ミライズ 25/3/10～3/31電気代	3,453
	NTTファイナンス 25/3/1～3/31電話代	5,728

(4) 預り金の内訳		金額 (円)
預 り 金		88,459
内 訳	25.03月分源泉徴収_市消費者志向経営セミナー運営謝礼	7,912
	25.03月分源泉徴収_県キャリアアップ研修運営謝礼	44,071
	25.03月分源泉徴収_県優良事業者育成セミナー運営謝礼	8,713
	25.03月分源泉徴収_差止請求業務謝礼	27,763

(5) 未払法人税等の内訳		金額 (円)
未払法人税等		71,000
内 訳	市民税	50,000
	県民税	21,000

(6) 主要な事業費の内訳 (25 万円超の科目)

報酬・謝礼		金額 (円)
内 訳	県相談員等キャリアアップ研修	1,465,059
	県優良事業者育成セミナー	148,885
	市消費者志向経営セミナー	85,250
	差止請求業務謝礼 (マイル基金)	588,011
計		2,287,205

広報費		金額（円）
内 訳	HP運用保守料	267,300
	東海共同印刷 優良事業者育成セミナー代	66,000
	管理費配分	10,236
計		343,536

通 信 交 通 費		金額（円）
内 訳	郵送料	158,493
	web管理費、通信費	44,000
	旅費その他交通費	259,559
	管理費配分	208,386
計		670,438

会 議 費		金額（円）
内 訳	内部印刷	373,694
	会議室賃料	441,676
	管理費配分	173,609
計		988,979

地 代 家 賃		金額（円）
内 訳	管理費配分	839,301
計		839,301

(7) 雑収入

雑収入		金額（円）
内訳	名古屋市 R6 法人市民税還付金	4,200
計		4,200

別表1. 事業別の収入と費用の状況

2024年4月1日～2025年3月31日

(税込) 単位:円

勘定科目名称		差止請求関係業務		不特定多数かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務				業務及び事業小計	管理部門計	合計
		事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業	消費生活に関する情報の収集、分析、評価及び提供業務 消費者の被害の防止、救済及	消費生活に関する情報の収集、分析、評価及び提供業務	消費生活に関する消費者・事業者に対する啓発及び教育事業	消費生活に関する意見又は提言業務	他の消費者団体・関係諸機関との支援事業			
【経常収益の部】										
内訳	会費収入	0	0	0	0	0	0	0	1,030,000	1,030,000
	寄付収入	0	0	0	0	0	0	0	811,000	811,000
	助成金等収入	600,000	0	0	0	0	0	600,000	0	600,000
	事業収入	0	0	0	4,226,118	0	30,000	4,256,118	0	4,256,118
	その他収入	0	0	0	0	0	0	0	5,485	5,485
経常収益計		600,000	0	0	4,226,118	0	30,000	4,856,118	1,846,485	6,702,603
【経常費用の部】										
【事業費】										
人件費										
人件費計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他経費										
1) 報酬・謝礼①		588,011	0	0	1,699,194	0	0	2,287,205	0	2,287,205
2) 事務費①		1,500	0	0	7,450	0	50	9,000	0	9,000
3) 事務用品費①		11,059	1,257	0	98,910	0	361	111,587	0	111,587
4) 備品費①		20,275	8,349	0	187,850	0	675	217,149	0	217,149
5) 広報費①		1,706	267,300	0	74,474	0	56	343,536	0	343,536
6) 通信交通費①		72,366	3,150	5,638	541,778	0	47,506	670,438	0	670,438
7) 施設備品費①		0	0	0	0	0	0	0	0	0
8) 図書費①		3,980	0	0	0	0	8,640	12,620	0	12,620
9) 会議費①		28,935	0	0	959,080	0	964	988,979	0	988,979
10) 地代家賃①		139,883	0	0	694,756	0	4,662	839,301		839,301
11) 広告宣伝費①		0	0	0	0	0	0	0	0	0
12) 渉外費①		0	0	0	0	0	0	0	0	0
13) 減価償却費①		29,700	0	0	147,510	0	990	178,200	0	178,200
14) 租税公課①		360	0	600	5,987	0	12	6,959	0	6,959
15) 雑費①		12,883	0	3,795	25,751	0	729	43,158	0	43,158
その他経費計		910,658	280,056	10,033	4,442,740	0	64,645	5,708,132	0	5,708,132
事業費計		910,658	280,056	10,033	4,442,740	0	64,645	5,708,132	0	5,708,132
【管理費】										
人件費										
人件費計		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他経費										
1) 事務費②		0	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
2) 事務用品費②		0	0	0	0	0	0	0	7,228	7,228
3) 備品費②		0	0	0	0	0	0	0	13,520	13,520
4) 広報費②		0	0	0	0	0	0	0	1,139	1,139
5) 通信交通費②		0	0	0	0	0	0	0	23,157	23,157
6) 施設・備品費②		0	0	0	0	0	0	0	0	0
7) 図書費②		0	0	0	0	0	0	0	0	0
8) 会議費②		0	0	0	0	0	0	0	19,291	19,291
9) 地代 家賃②		0	0	0	0	0	0	0	93,258	93,258
10) 広告宣伝費②		0	0	0	0	0	0	0	0	0
11) 渉外費②		0	0	0	0	0	0	0	0	0
12) 減価償却費②		0	0	0	0	0	0	0	19,800	19,800
13) 租税 公課②		0	0	0	0	0	0	0	241	241
14) 雑 費②		0	0	0	0	0	0	0	2,468	2,468
その他経費計		0	0	0	0	0	0	0	181,102	181,102
管理費計		0	0	0	0	0	0	0	181,102	181,102
経常費用計		910,658	280,056	10,033	4,442,740	0	64,645	5,708,132	181,102	5,889,234

様式例（法第 31 条第 2 項第 5 号関係）

○ 事業報告書

2024年度の事業報告書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

1 事業の実施に関する事項

（1）差止請求関係業務

業務名 (定款に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の実施日時	当該業務の実施場所	従業者の人数	収 支 計 算 書 の支出額 (単位：円)
事業者・事業者団体の不当な事業活動に対する差止請求その他の是正を図る事業（5条1項）	プロジェクトリーズ株式会社に対する連絡書	2024 年 4 月 22 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	11 名(理事)	収入 (消費者スマイル基金助成金) 600,000 円
	リカフル整体院に対する連絡書				
	RIZAP株式会社に対する申入書				
	特定非営利活動法人たすけあい三河に対する差止請求書	2024 年 5 月 20 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	13 名(理事)	
	株式会社AGに対する差止請求書				
	特定非営利活動法人たすけあい三河に対する申入終了通知書	2024 年 6 月 18 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	12 名(理事)	支出 (報酬・謝礼、申入書等郵送料等) 910,658 円
	株式会社ワンズ(LOAOL AOI)に対する申入終了通知書				
	株式会社ガッツ・ジャパンに対する申入書				
	楽天株式会社(楽天ポイント)に対する申入書				
	RIZAP株式会社に対する申入終了通知書	2024 年 7 月 22 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	12 名(理事)	
	Forward 株式会社に対する申入書				
	まゆりな clinic 名古屋栄に対する申入書				
	デジタル庁に対する申入終了通知書	2024 年 8 月 19 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	13 名(理事)	
	ミニッツラウンドゴルフ株式会社に対する申入終了				

通知書				
株式会社ベストブライダルサービスに対する要請書				
弁護士法人大本総合法律事務所に対する申入書				
株式会社スライプステージコーポレーションに対する申入書				
リカフル整体院に対する再々申入書				
株式会社 FIT PLACE に対する再申入書				
Forward 株式会社に対する要請書(規約開示)	2024 年 9 月 30 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	10 名(理事)	
まゆりな clinic 名古屋栄に対する要請書(改定後同意書開示)				
株式会社AG(オートギャラリー名古屋)に対する差止請求中止	2024 年 10 月 21 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	10 名(理事)	
弁護士法人大本総合法律事務所に対する申入終了通知書				
リカフル整体院に対する申入終了通知書				
有限会社ティップス・インターナショナルに対する申入書				
株式会社 FIT PLACE に対する再申入書	2024 年 12 月 16 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	11 名(理事)	
まゆりな clinic 名古屋栄に対する申入書終了通知書	2025 年 1 月 20 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	13 名(理事)	
コラソデザイン株式会社に対する差止請求書				
Forward 株式会社に対する申入書				
学校法人大阪歯科大学に対する申入書				
シアー株式会社(シアーミュージック)に対する申入書終了通知書	2025 年 2 月 17 日	名古屋第一法律事務所会議室 及び Web 会議	12 名(理事)	
株式会社メニコンに対する申入書				

	株式会社Coo&RIKU 東日本に対する申入書兼問合せ書				
--	------------------------------	--	--	--	--

業務名 (定款に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の実施日時	当該業務の実施場所	従業者の人数	収支計算書の支出額 (単位：円)
消費生活に関する情報の収集、分析、評価及び提供業務（5条2項）	検討委員会での被害事案検討	2024 年 4 月 8 日	名古屋第一法律事務所会議室及び Web 会議	21 名（検討委員）	収入 0 円 支出 (ホームページ運用・保守費用等) 280,056 円
		2024 年 5 月 9 日		21 名（検討委員）	
		2024 年 6 月 10 日		24 名（検討委員）	
		2024 年 7 月 9 日		22 名（検討委員）	
		2024 年 8 月 6 日		21 名（検討委員）	
		2024 年 9 月 4 日		20 名（検討委員）	
		2024 年 10 月 9 日		20 名（検討委員）	
		2024 年 11 月 5 日		20 名（検討委員）	
	C ネット東海事務所での被害情報受付	通年	C ネット東海事務所	2 名	
	県、市への個別情報の提供申請	通年	C ネット東海事務所	2 名	
	PIO-NET、県、名古屋市への消費者被害相談情報の提供申請	通年	C ネット東海事務所	2 名	
	ホームページに事業者に対する是正申入れ、差止請求の進捗状況について適時掲載した。	通年	C ネット東海事務所	2 名	

(2) 差止請求関係業務以外の業務

業務名 (定款に記載した業務)	業務内容の詳細	当該業務の実施日時	当該業務の実施場所	従業者の人数	収支計算書の収入及び支出額 (単位: 円)
消費生活に関する情報の収集、分析、評価及び提供事業 (5条2項)	名古屋市と消費者被害情報の情報共有会議を行い、被害情報の共有と意見交換を行なった。	2024年6月12日、9月5日、12月9日、2025年2月12日	名古屋市消費生活センター会議室	5名	収入 0円
	愛知県弁護士会・愛知県・名古屋市との連絡会議に参加に参加し、情報収集、意見交換を行なった。	2024年5月21日、9月10日、2025年1月21日	愛知県弁護士会館	各1名	支出 10,033円
	メルマガ登録者(2025年3月31日現在145名)に年12回「Cネット通信」を発信した。	2024年4月15日、5月17日、6月12日、7月12日、8月2日、9月6日、9月14日、11月12日、11月29日、12月10日、2025年1月23日、3月31日	Cネット東海事務所	1名	
消費生活に関する消費者・事業者に対する啓発及び教育事業(5条4項)	「消費者法ニュース」に原稿を2回寄稿した。	2024年5月13日、11月5日	Cネット東海事務所	2名	収入 (受託収入)
	「消費者問題レポート」に原稿を1回寄稿した。	2024年4月23日	Cネット東海事務所	1名	4,226,118円
	第18回通常総会後、2023年度にCネットが取扱った代表的な申入れ活動の事例報告会を行った。 1. 主な改善事例 2. 差止請求訴訟提起中の事案 3. 申入れに至らなかった事例(消費者からの情報提供)	2024年6月1日	名古屋第一法律事務所会議室	10名	支出 (資料・チラシ印刷料、会場使用料、講師謝礼・交

	消費生活相談勉強会(愛知県弁護士会・全相協中部支部との共催)を開催した。	2024年4月23日	名古屋市消費生活センター研修室	1名	通費、運営スタッフ謝礼・交通費、郵送料等) 4,442,470円
	三重県消費生活センター 令和6年度第2回消費生活相談員等勉強会に講師を派遣した。	2024年5月22日	三重県消費生活センター研修室(オンライン)	1名	
	名古屋市の委託事業で、消費者志向経営セミナー「顧客満足度向上への取り組み」の企画運営を行った。	2024年12月18日	名古屋市消費生活センター研修室	10名	
	愛知県の委託事業で、「第4回優良事業者育成セミナー」の企画運営を行った。	2025年1月30日	ウインクあいち1003会議室	8名	
	愛知県の委託事業で、「令和6年度愛知県消費生活相談員等キャリアアップ研修」(6回)の企画運営を行った。	2024年7月31日、9月3日、9月25日、10月29日、11月27日、2025年1月28日	ウインクあいち中会議室	のべ36名	

消費生活に関する意見の表明又は提言業務(5条5項)	「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関する意見書を、個人情報保護委員会に、適格消費者団体連名で提出した。	2024年7月29日	Cネット東海事務所	1名	収入 0円 支出 0円
	「地方消費者行政に対する財政措置(交付金等)の継続・拡充を求める要望書」を、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)及び財務大臣に、適格消費者団体連名で提出した。	2024年8月26日	Cネット東海事務所	1名	
	「適格消費者団体等への経済的支援を求める要請書」を、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)及び財務大臣に、適格消費者団体連名で提出した。	2024年11月14日	Cネット東海事務所	1名	

	「地方消費者行政の充実・強化のため国の財政措置を求める要望書」を、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、及び消費者庁長官に、適格消費者団体連名で提出した。	2025年3月5日	Cネット東海事務所	1名	
--	--	-----------	-----------	----	--

他の消費者団体・関係諸機関との支援事業（5条6項）	適格消費者団体連絡協議会（令和6年秋）に参加し、情報収集、意見交換を行なった。	2024年10月4～5日	国民生活センター相模原事務所（ハイブリッド開催）	5名	収入 （資料提供謝礼） 30,000円
	2024年度愛知県高齢者等消費者被害見守りネットワークづくりのための関係団体連絡会議兼消費生活相談体制の充実・強化に係る研究会に参加し、情報収集、意見交換を行なった。	2024年9月9日	愛知県三の丸庁舎8階 大会議室	1名	支出 （交通費、宿泊費等） 64,645円
	愛知県消費生活審議会に参加した。	2024年6月3日、10月28日	愛知県三の丸庁舎8階 大会議室	1名	
	同 消費者・事業者懇談会に参加した。	2024年11月11日	同上	1名	
	家庭電気製品公正取引協議会（家電公取協）製造業部会東海支部「第2回消費者懇談会」が開催され、家電製品の広告表示について意見交換を行った。	2024年11月20日	ウインクあいち905 会議室	5名	
	生命保険協会中部支部との意見交換会に参加した。	2024年10月24日	明治安田生命会議室	2名	
	適格消費者団体連絡協議会（令和7年春）に参加し、情報収集、意見交換を行なった。	2025年3月1～2日	国民生活センター相模原事務所（ハイブリッド開催）	4名	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 翌事業年度の収支の見込みに関する事項

(1) 翌事業年度における収入の見込みとその算出根拠

収入内容	収入見込み (単位：千円)	算出根拠
会費	1, 0 3 0	個人正会員会費 2 0 0、団体正会員会費 7 4 0、 団体賛助会員会費 9 0
寄附収入	8 0 0	個人 8 0 0
補助金収入		
事業収入	1, 0 0 9	愛知県優良事業者育成セミナー業務委託料 8 5 5 名古屋市消費者志向経営セミナー業務委託料 1 5 4
	2, 8 3 9	

(2) 翌事業年度における支出の見込みとその算出根拠

支出内容	支出見込み (単位：千円)	算出根拠
事業費（差止請求関係業務）	1, 3 0 5	情報収集用媒体費用、申入れ書郵送料等、検討委員謝礼
事業費（不特定多数消費者利益 擁護業務）	1, 0 8 2	研修・セミナー関連費用 1000、適格消費者団体連絡協議会参加費 70、郵 送料 2、資料代 10
管理費（事務費）	1	事務委託
（事務用品費）	7 3	事務用品、印刷用紙代、封筒印刷代
（備品費）	1 4	コピー機等リース料
（広報費）	2	消費者スマイル基金等賛助会費
（通信交通費）	2 4	電話、W e b 管理費、郵送料、交通費（理事・事務局）

(会議費)	2 0	内部印刷・コピー代
(地代・家賃)	9 4	事務所家賃・水光熱費
(減価償却費)	1 3	ホームページ減価償却費
(租税公課)	1	収入印紙代等
(雑費)	3	事務所消耗品、振込手数料
	2, 6 3 2.	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 翌事業年度の収入及び支出の見込みについては、差止請求関係業務に関する業務計画書（法第14条第2項第3号）並びに差止請求関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（法第14条第2項第10号）を踏まえて記載すること。

3 収入には、会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入の見込みとその算定根拠を具体的に記載すること。

4 支出には、役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出の見込みとその算定根拠を具体的に記載すること。